

ユニフォームなどの広告規程(商標)について

競技場内に商標名のついた衣類、バッグなどを持ち込む場合、『競技会における広告および展示物に関する規程』(陸上競技審判ハンドブック2025～2026 P491～509)に遵守すること。これに違反した場合は、主催者で処置する。

① 上半身の衣類(ベスト・Tシャツ・レオタード・その他のアスリートキットなど)

- ・ 製造会社名/ロゴ:1つ/1箇所 40㎢以内、最大高さ 5 cmまたは長さ10cmまで
- ・ アスリートスポンサー名/ロゴ:2箇所 40㎢以内、最大高さ 5 cmまたは長さ10cmまで
- ・ トップス、トレーニングウェア上衣、Tシャツ、トレーナー、レインジャケット製造会社名/ロゴを衣類の前(右胸か左胸)に一箇所表示できる。その大きさは40㎢以内、最大高さ 5 cmまたは長さ10cmまで

② 下半身の衣類(ショーツ、タイツ、レギンス、レオタード、その他アスリートキットなど)

- ・ 製造会社名/ロゴ:1つ/1箇所 40㎢以内、最大高さ 5 cmまたは長さ10cmまで
- ・ アスリートスポンサー名/ロゴ:2箇所 40㎢以内、最大高さ 5 cmまたは長さ10cmまで

◇ 上記のものは一般的にユニフォーム購入していればクリアしていますが、以下の事項について認識されていないことが多いので、ご確認していただくと共に生徒への指導をお願いします。今後の県大会ではこの規程を遵守していただくようにお願いします。着用しないようにお願いします。

A) 幅 10cm 以内の帯状で繰り返し表示できるが、次の例のように規程を超えて繰り返しデザインされているものや、アルファベットを含むロゴ、幅 10 cmを超える〔※着用時〕ものは認められない。



×: 全面に表示



×: 幅/アルファベット/サイズ

陸上競技審判ハンドブック2025～2026P505より

<https://www.jaaf.or.jp/pdf/about/rule/handbook/2025-2026/all.pdf>

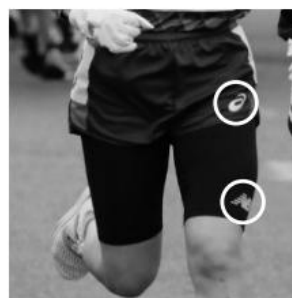
文字を含むため、帯状での使用が認められていない装飾的なデザインマークの例



陸上競技審判ハンドブック2025～2026P504より

<https://www.jaaf.or.jp/pdf/about/rule/handbook/2025-2026/all.pdf>

B) 重ね着・重ね履き 1枚1枚のウェアが規程通りでも、重ね着・重ね履きにより製造会社名が2カ所掲出される事例が散見される。これらは認められない。(重ね着・重ね履きをした場合は一体として1つしか認められない)。下に履いているものが無地であれば大丈夫です



×: パンツとランパンの重ね着



○: 二枚重ねに1つの商標
※黒シャツが無地

陸上競技審判ハンドブック2025～2026 P505より

<https://www.jaaf.or.jp/pdf/about/rule/handbook/2025-2026/all.pdf>

[handbook/2025-2026/all.pdf](https://www.jaaf.or.jp/pdf/about/rule/handbook/2025-2026/all.pdf)